

京 都 大 学 防 火 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条 京都大学における<u>火災の予防及び防止</u>のために必要な事項は、法令に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 京都大学における<u>火災の予防及び防止並びに火災又は地震等の災害による被害の軽減</u>（以下「<u>防火等</u>」という。）のために必要な事項は、法令に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>
<p>第 2 条 （略）</p> <p>2 この規程において「危険物」、「防火管理者」、「危険物貯蔵所又は取扱所」、「危険物の保安の監督をする者」、「危険物取扱者免状」、「甲種又は乙種危険物取扱者免状」又は「火元責任者」とは、それぞれ消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項、第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 13 条の 2、人事院規則 10 4 第 11 条に規定する危険物、防火管理者、危険物の貯蔵所若しくは取扱所、危険物の保安の監督をする者、危険物取扱者免状、甲種危険物取扱者免状若しくは乙種危険物取扱者免状又は火元責任者をいう。</p>	<p>第 2 条 （同 左）</p> <p>2 この規程において「危険物」、「防火管理者」、「危険物貯蔵所又は取扱所」、「危険物の保安の監督をする者」、「危険物取扱者免状」、「甲種又は乙種危険物取扱者免状」、「<u>防災管理者</u>」、「<u>統括管理者</u>」又は「火元責任者」とは、それぞれ消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項、第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 13 条の 2、<u>第 36 条第 1 項、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 4 条の 2 の 8、</u>人事院規則 10 4 第 11 条に規定する危険物、防火管理者、危険物の貯蔵所若しくは取扱所、危険物の保安の監督をする者、危険物取扱者免状、甲種危険物取扱者免状若しくは乙種危険物取扱者免状、<u>防災管理者、統括管理者</u>又は火元責任者をいう。</p> <p>3 この規程において「<u>地震等の災害</u>」とは、<u>令第 45 条に規定する災害</u>をいう。</p>
<p>第 3 条 京都大学における<u>防火管理</u>に関しては、総長が<u>総括する。</u></p>	<p>第 3 条 京都大学における<u>防火等</u>に関しては、総長が<u>総括し、総長が指名する理事は、これを補佐する。</u></p>
<p>第 4 条 京都大学における<u>火災の予防及び防止</u>について調査審議するため、別に定めるところにより、京都大学に<u>防火委員会</u>を置く。</p>	<p>第 4 条 京都大学における<u>防火等</u>に関し必要な事項について調査審議するため、別に定めるところにより、京都大学に<u>防火・防災委員会</u>を置く。</p>
<p>第 4 条の 2 部局における<u>火災の予防及び防止のために必要な措置</u>の実施に関しては、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。）が総括する。</p>	<p>第 4 条の 2 部局における<u>防火等に必要な措置の実施</u>に関しては、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、<u>総長が指名する理事</u>。以下同じ。）が総括する。</p>
<p>第 5 条 部局ごとに又は近接する二以上の部局の地域ごとに、<u>当該部局又は地域における火災の予防及び防止について調査審議し、連絡協議するため、委員会を置くことができる。</u></p>	<p>第 5 条 本部構内、北部構内、吉田南構内、医学部構内、病院構内、宇治キャンパス、桂キャンパス（以下「<u>本部構内等</u>」という。）に<u>防災管理者を置く。</u></p>
<p>2 前項の委員会を置くために必要な事項は、部局に置くものについては当該部局の長が、近接する二以上の部局の地域に置くものについては総長が<u>定める。</u></p>	<p>2 <u>防災管理者は、総長が任命する。</u></p>
	<p>3 <u>防災管理者は、当該本部構内等における避難訓練の実施その他防災管理上必要な事項及び次の各号に掲げる事項を行う。</u></p> <p>(1) <u>消火、警報、避難等のための設備及び器材並びに消防用水その他の消火活動上必要な施設</u>（以下「<u>消防用施設等</u>」という。）について、<u>随時に、これを点検し、整備し、その適正な維持管理につとめること。</u></p>

改正前	改正後
<p>第6条 <u>部局に防火管理者を置く。</u></p> <p>2 <u>防火管理者は、部局の長が、施設の位置、規模、使用、管理の実情に応じて、当該部局又は当該部局の適当な区域ごとに定めるものとする。二以上の部局が共同で使用又は管理する区域については、当該部局の長が協議のうえ定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>防火管理者は、部局の長の指揮監督を受けて、当該受持の区域に係る次の事項を行う。</u></p> <p>(1) <u>消火、警報、避難等のための設備及び器材並びに消防用水その他の消火活動上必要な施設（以下「消防用施設等」という。）について、随時に、これを点検し、整備し、その適正な維持管理につとめること。</u></p> <p>(2) <u>火気の使用又は取扱い（以下「火気の使用等」という。）について監督すること。</u></p> <p>(3) <u>引火、爆発、自然発火等のおそれがある薬品、ガス、燃料等の保管及び取扱い並びに過熱、爆発等のおそれがある機器等の管理については特に重点的に指導監督すること。</u></p> <p>(4) <u>異常乾燥等の特異気象時における火気の使用等について必要な制限をすること。</u></p> <p>(5) <u>火災発生時における消火、誘導避難、重要書類、物品の搬出等について、あらかじめ計画し、措置し、及び教育訓練を実施すること。</u></p> <p>(6) <u>職員及び学生の火災の予防及び防止に対する関心を高めること。</u></p> <p>4 <u>部局の長は、第2項の規定により定めた防火管理者の氏名及びその受持の区域について、総長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>火気の使用又は取扱い（以下「火気の使用等」という。）について監督すること。</u></p> <p>(3) <u>引火、爆発、自然発火等のおそれがある薬品、ガス、燃料等の保管及び取扱い並びに過熱、爆発等のおそれがある機器等の管理については特に重点的に指導監督すること。</u></p> <p>(4) <u>異常乾燥等の特異気象時における火気の使用等について必要な制限をすること。</u></p> <p>(5) <u>火災又は地震等の災害発生時における消火、誘導避難、重要書類、物品の搬出等について、あらかじめ計画し、措置し、及び教育訓練を実施すること。</u></p> <p>(6) <u>職員及び学生の火災の予防及び防止に対する関心を高めること。</u></p> <p>第6条 <u>本部構内等に、管理する建築物その他の工作物又は研究室等（以下「建築物等」という。）を有する部局に防火管理責任者を置く。</u></p> <p>2 <u>防火管理責任者は、部局の長が、施設の位置、規模、使用、管理の実情に応じて、当該部局又は当該部局の適当な区域ごとに定めるものとし、令第3条に定める防火管理者として必要な資格を有する者から任命する。</u></p> <p>3 <u>防火管理責任者は、部局の長の指揮監督を受けて、当該受持の区域に係る前条第3項各号に掲げる事項を行う。この場合において防火管理責任者は、同項第5号の計画、措置及び教育訓練の実施等に関し必要な事項を当該本部構内等に設置された防災管理者に通知し、又は調整するものとする。</u></p> <p>4 <u>部局の長は、第2項の規定により定めた防火管理責任者の氏名及びその受持の区域について、総長並びに当該本部構内等に設置された防災管理者に報告しなければならない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第7条 <u>防火管理者は、消防用施設等の維持管理及び火気使用施設の管理の状況について、必要に応じて、点検検査員を指名し、点検検査を行わせるものとする。</u></p>	<p>第7条 <u>本部構内等以外の敷地に、管理する建築物等を有する部局の長は、当該建築物等について第5条第3項各号に定める事項を行わせるため、防火管理者を置く。</u></p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (同左)</p>
<p>2 火元責任者は、<u>防火管理者</u>の指導監督を受けて、当該室に係る火災予防上必要な事項を行うものとする。</p>	<p>2 火元責任者は、<u>防火管理責任者又は防火管理者</u>の指導監督を受けて、当該室に係る火災予防上必要な事項を行うものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>(中略)</p>	
<p>第11条 } (略)</p>	<p>第11条 } (同左)</p>
<p>2</p>	<p>2</p>
<p>3 危険物取扱者及び危険物保安監督者(以下「危険物取扱者等」という。)は、その職務を行うに当たっては、<u>防火管理者と互に連絡し、協議しなければならない。</u></p>	<p>3 危険物取扱者及び危険物保安監督者(以下「危険物取扱者等」という。)は、その職務を行うに当たっては、<u>防火管理責任者又は防火管理者と互に連絡し、協議しなければならない。</u></p>
<p>(中略)</p>	
<p>第13条 火気を使用する者及び火災発生のおそれあるものを使用する者は、関係法令及び学内規程を熟知し、かつ、<u>防火管理者</u>その他の防火関係職員が火災予防のためにする指示に従うとともに、常に、火災予防のために配慮しなければならない。</p>	<p>第13条 火気を使用する者及び火災発生のおそれあるものを使用する者は、関係法令及び学内規程を熟知し、かつ、<u>防火管理責任者又は防火管理者</u>その他の防火関係職員が火災予防のためにする指示に従うとともに、常に、火災予防のために配慮しなければならない。</p>
<p>第14条 構内において臨時に火気を使用しようとする者は、あらかじめ<u>防火管理者</u>に申し出て、許可を受けなければならない。</p>	<p>第14条 構内において臨時に火気を使用しようとする者は、あらかじめ<u>防火管理責任者又は防火管理者</u>に申し出て、許可を受けなければならない。</p>
<p>2 構内に大量の危険物を搬入しようとする者は、あらかじめ当該関係する<u>防火管理者</u>に連絡しなければならない。</p>	<p>2 構内に大量の危険物を搬入しようとする者は、あらかじめ当該関係する<u>防火管理責任者又は防火管理者</u>に連絡しなければならない。</p>
<p>第15条 <u>火災が発生した場合及び火災発生の危険が切迫した場合において消火、延焼の防止等に当たらせるため、別に定めるところにより、京都大学に自衛消防団を置く。</u></p>	<p>第15条 <u>火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減に関し必要な業務を行わせるため、吉田キャンパス、病院構内、宇治キャンパス、桂キャンパス(以下「キャンパス」という。)に自衛消防隊を置く。</u></p>
<p>2 <u>医学部附属病院及び宇治地区並びにこれら以外の隔地に置かれる部局及び部局附属の施設においては、その実情に応じて、別に自衛消防団又はこれに代わる組織を設けなければならない。前項の自衛消防団又はこれに代わる組織を設けるために必要な事項は、宇治地区に設けるものについては総長が、その他のものについては当該部局の長が定める。</u></p>	<p>2 <u>自衛消防隊は、本部隊及び地区隊で組織し、それぞれ隊長を置く。</u></p>
	<p>3 <u>各自衛消防隊を統括するため、統括管理者を置き、総長が指名する者をもつて充てる。</u></p>
	<p>4 <u>地区隊は、部局ごとに設置し、地区隊長は、部局の長が指名する者をもつて充てる。</u></p>
	<p>5 <u>本部隊及び地区隊に、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班、その他統括管理者が必</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第16条</p> <p>(1) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ)</p> <p>(2) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 消防署及び自衛消防団又はこれに代わる組織</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)</p> <p style="padding-left: 4em;">(ウ)</p> <p>イ } (略)</p> <p>ウ } (略)</p> <p>(3) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ)</p> <p>(ウ) 総長、<u>総務担当の理事</u>、本部の事務組織の関係部課長。ただし、隔地の部局又は部局附属の施設の電話交換職員にあつては、本部の電話交換職員に依頼すれば足りる。</p> <p>(4) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">イ</p> <p>(5) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">イ</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ</p> <p>(6) } (略)</p> <p>(7) <u>自衛消防団</u>又はこれに代わる組織の構成員別に定めるところにより、消火、警備、救護、物品の搬出等に当たること。</p> <p>(8) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>要と認める班を置き、各班に班長を置く。</u></p> <p>6 <u>自衛消防隊の人員の選抜等必要な事項は別に定める。</u></p> <p><u>第15条の2 前条に定めるキャンパス以外の敷地においても、必要に応じて自衛消防隊又はこれに代わる組織を設置するものとする。</u></p> <p>第16条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 消防署及び自衛消防隊又はこれに代わる組織</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)</p> <p style="padding-left: 4em;">(ウ)</p> <p>イ } (同左)</p> <p>ウ } (同左)</p> <p>(3) } (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア)</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ)</p> <p>(ウ) 総長、<u>担当の理事</u>、本部の事務組織の関係部課長。ただし、隔地の部局又は部局附属の施設の電話交換職員にあつては、本部の電話交換職員に依頼すれば足りる。</p> <p>(4) } (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">イ</p> <p>(5) } (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;">イ</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ</p> <p>(6) } (略)</p> <p>(7) <u>自衛消防隊</u>又はこれに代わる組織の構成員別に定めるところにより、消火、警備、救護、物品の搬出等に当たること。</p> <p>(8) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。</p>